

周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

1 等級区分の基準

建設工事の等級区分の基準は、客観的審査事項の点数（建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値。以下「客観点数」という。）に、主観的審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「主観点数」という。）を加えて得た「総合点数」をもって設定するものとする。

$$\text{主観点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者については、客観点数を総合点数とする。

また、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、官公需適正格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）については、別表1の「事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例」により算出された点数を総合点数とする。

なお、主観的審査事項は次に掲げる①～③のとおりとする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度（周南市建設工事等資格審査及び選定要綱第6条第2号に規定する定期以外の資格審査にあっては、定期の入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度）における当該業者の施工した種類別工事について、周南市請負工事検査規程（平成15年周南市規程第34号）による完成検査の平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、次の表に

示すとおり平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とみなす。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。なお、採用すべき平均成績評定点がない業者には、工事成績評点を付与しない。

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及び前年度において「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成15年4月21日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2か月未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上
指名停止状況評点	－1	－2	－3	－4

③ その他の項目

ア 技術職員の数

入札参加資格審査申請日の直近の経営事項審査の審査基準日における「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」第一の三の1の（一）および（二）に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
評点	5	10	16	22	28	35	42	49	56	65	70	75	80

人数	14	15～
評点	85	90

イ 次表の各項目に該当する者について、下表のとおり評点を付与する。

審 査 項 目	付 与 の 基 準	付 与 する 評 点
建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	申請時において、ISO 9001の認証を取得している者	+ 20 (申請業種のうち認証取得に係る業種に対し付与する。)
環境マネジメントシステム	申請時において、ISO 14001の認証を取得している者	+ 20 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する直前4年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	+ 客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
入札の電子化推進	入札参加資格審査申請時において、市の求める電磁的記録の提出を行った者	+ 5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)

2 等級区分

- (1) 等級区分は、建設工事の種類、上記1の「等級区分の基準」に基づき算定した総合点数、及び特定建設業の許可の有無に応じ、別表2で定めるとおりとする。
- (2) 入札参加資格を有する者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときの再審査申請に基づく等級の区分については、「建設工事等競争入札参加資格者の参加資格再審

査取扱要領」(平成15年4月21日制定)によるものとする。

- (3) 入札参加資格申請(再審査申請を除く)日以前2年以内に会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、上記(2)を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度以降の建設工事等競争入札参加資格者に係る指名から適用する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の前日までに、周南市徳山が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する事務要領(平成15年4月21日制定)、周南市新南陽区域建設業者の格付基準について(平成15年4月21日制定)、周南市熊毛区域建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する事務要領(平成15年4月21日制定)の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、平成15年度及び16年度に係る建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準については、なお従前の例により、平成17年度以降に係る建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準については、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 9 年 7 月 2 4 日から施行する。

別表 1 (1 等級区分の基準 関係)

事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例

客観的審査事項については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(平成20年国土交通省告示第85号)及び「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成20年1月31日国総建第269号。以下「通達」という。)により審査を行い、次の表のとおり客観点数を算出するものとする。

審 査 事 項			各 審 査 事 項 に 係 る 数 値 の 算 定
客 観 的 審 査 事 項	経 営 規 模	完成工事高	当該組合及び各審査対象者(組合の下請として施工したものを除く。)の年間平均完成工事高の和に対して通達により付与された評点
		自己資本額及び建設業に従事する職員数	当該組合及び各審査対象者の和に対して通達により付与された評点
	経営状況		当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
	技術力		当該組合及び各審査対象者の技術職員数の和に対して通達により付与された評点
	そ の 他 の 事 項	労働福祉の状況	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
		業務災害発生状況	当該組合及び各審査対象者の工事安全成績について通達により付与された評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
		営業年数	当該組合及び各審査対象者の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)に対して通達により付与された評点
		建設業経理事務士等の数	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)

主 観 的 な 審 査 事 項	工事成績	当該組合及び各審査対象者のうち、工事成績を付与されている者の工事成績評定点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）
	指名停止の状況	当該組合及び各審査対象者のうち、指名停止を受けた者の指名停止状況評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）
	技術職員数	当該組合に付与された評点
	建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	当該組合に付与された評点
	環境マネジメントシステム	当該組合に付与された評点
	会社の合併の有無	適用なし
	入札の電子化推進	当該組合に付与された評点

別表 2 (2 等級区分 関係)

建設工事の種類	等級	総合点数
土木一式工事	A	<u>特定建設業の許可を有し 8 0 0 点以上</u>
	B	<u>7 3 0 点以上 8 0 0 点未満又は特定建設業の許可を有しない 8 0 0 点以上</u>
	C	7 3 0 点未満
建築一式工事	A	<u>特定建設業の許可を有し 8 0 0 点以上</u>
	B	<u>7 0 0 点以上 8 0 0 点未満又は特定建設業の許可を有しない 8 0 0 点以上</u>
	C	7 0 0 点未満
電気工事	A	8 0 0 点以上
	B	8 0 0 点未満
管工事	A	7 5 0 点以上
	B	7 5 0 点未満